

# 緑の風 NEWS

JR東労組

NEWS



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2026年2月9日 No.65

## 2026 JR総連春闘をたたかい抜こう！その③

### ベースアップ抑制の宣言か！？

JR東労組は、人事・賃金制度の見直しで賃金の算出方法が大きく変わることから、今回は特に新賃金と夏季手当を別途議論すべきであるとして申12号『「新賃金と夏季手当の別途議論」と「期末手当の算定基礎」に関する申し入れ』を提出、団体交渉を1月20日に行いました。交渉では、認識一致せず、JR東労組としては不満が残るもの組織内議論の結果、申12号交渉結果を踏まえた上で、2026年度の新賃金と夏季手当について今後申し入れを行っていくこととしました。

そのような中、社長名でJR東労組へ「新賃金・夏季手当について」と題した通知が発出されました。

本人第1069号  
令和8年2月2日

#### 新賃金・夏季手当について

(中略)今回の人事・賃金制度改正により基準内賃金を役割遂行賃金へと見直す予定であるが、引き続き年度末に新賃金・夏季手当を併せて検討していく考えに変わりはない。

令和8年度の新賃金については、今回の人事・賃金制度改正により基本給を職務能力給へと見直す予定であるが、全社員の職務能力給を1万円以上増額しベースが引き上がる、また他の手当等の平均支給額も大幅に増額となることを踏まえ検討していく考えである。(以下略)

新賃金と夏季手当の議論時期については、対立点がありつつも申12号にて団体交渉を行ってきた経過があります。それにも関わらず団体交渉の場面以外で「通知」を発出したことは、団体交渉の形骸化だと言わざるを得ません。

そして、ベースアップについては申し入れと団体交渉を行う前に、わざわざ「1万円以上増額しベースが引き上がる」「他の手当等も大幅に増額となることを踏まえ検討」することを「通知」した点については、春闘を牽制し、**ベースアップを抑制すると宣言したに等しい**と言わざるを得ません。

人事・賃金制度の見直しとベースアップは性質が異なり、制度見直しによる増額があっても、ベースアップを抑制する理由にはなりません。会社の発する社員周知資料やプレス資料に惑わされず、「賃金はたたかいとするもの」という本質を堂々と掲げ、職場からのたたかいで「労働組合の組織力」を高め、2026JR総連春闘での賃上げ実現に向けて声を上げましょう！



### 賃金・生活を守るために、組織強化・拡大を実現しよう！